

第5章 まちづくりの推進方策

- 1 まちづくりの実現に向けた基本的な考え方
- 2 協働によるまちづくりの推進
- 3 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し

5-1. まちづくりの実現に向けた基本的な考え方

人口減少や少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化などに対応し、「ふるさと木更津」を次世代に引継いでいくには、これまでの行政中心のまちづくりでは、困難になっていきます。これからのまちづくりは、行政が主体となつて行うものではなく、市民一人ひとりのまちづくりへの参加の意識と積極的な行動の積み重ねによって実現されます。

将来都市像の実現を図るためには、市民、事業者、行政など多様な主体が適切な役割分担のもと、お互いが協力し進めていくことが求められます。

また、本計画で示した都市づくりの方針に基づき、都市計画の決定・変更や各種公共事業を実施する段階においては、市民の意向を反映させることが必要となります。

さらに、効果的・効率的なまちづくりを推進していくために、事業の進捗状況や達成状況を把握することにより本計画の実効性を確保する必要があります。

5-2. 協働によるまちづくりの推進

これからのまちづくりは、市民、事業者などと行政が連携・協力し、まちづくりの課題に取り組むことが重要です。

本計画に示す将来都市像の実現を図るため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を再認識し、「木更津市協働のまちづくり条例*（平成21年木更津市条例第23号）」に基づき、協働によるまちづくりを推進していきます。

（1）市民等の役割

市民一人ひとりが、まちづくりの主体として、地域の現状や課題について自ら考え、行動していくことが求められるとともに、まちづくり活動へ積極的に関わっていくことが望まれます。

また、まちづくり団体等は、まちづくりの推進、環境の保全、地域の安全活動など地域における活動を展開していくことが期待されます。

（2）事業者等の役割

事業者は、地域貢献の視点を持ち、事業活動などを通じて良好な都市空間の創出や保全に努めるなど、市民とともに責任をもってまちづくりに取り組むことが望まれます。

また、事業者は、地域社会を構成する一員として、事業活動を通じてまちづくりの推進に寄与することが望まれます。

さらに、大学等の教育・研究機関は、専門知識や人材などを活用し、まちづくりに関する調査・研究、市民や行政等への助言、都市づくりへの協力を行うことが求められます。

(3) 行政の役割

行政は、本計画に示す都市づくりの方針に基づく各種公共事業を展開し、都市施設の整備により、市民生活や都市活動を支えるという重要な役割を担っています。

計画的に都市づくりを進めるため、自主財源の確保により事業を推進するだけでなく、国や県の補助制度について積極的に活用を図ります。また、集落地を中心とした定住促進、新たな企業誘致推進のため、まちづくりの施策や制度などについて積極的なPR活動を行います。

一方、これからの行政には効率的な運営とともに、より開かれた運営が求められることから、計画から事業の実施までの各段階に応じ、適切な情報の提供や市民が容易に参加できる環境を整備するとともに、市民や事業者自らがまちづくりを積極的に、かつ継続的に実施することができるよう、まちづくりに関する総合的な支援体制の確立に努めます。

さらに、個別の事業の推進にあたっては「PPP（官民連携手法）導入指針*（平成18年6月）」に基づき、民間委託（アウトソーシング*・公設民営*）、PFI*、指定管理者制度*、民営化などをはじめ、さまざまな形で民間活力の活用を図ります。

また、道路・交通対策や防災対策では、周辺都市や国・県との広域的な調整を図るとともに、今後、人口減少や少子高齢化が進行するなか、都市を維持するためには、周辺都市間の共通課題についての協調した取組みが重要となってきます。このため、これまで以上に周辺都市や国・県との連携を進めるとともに、さらに、東京湾岸の自治体を含めた広域的な連携のあり方について検討します。



協働によるまちづくりのイメージ図

(4) 市民参画を促す支援

まちづくりへの市民の積極的な参画を促すため、以下の支援を行います。

- ・ 広報紙や公式ホームページなどを活用した、まちづくりに関する積極的な情報提供を推進します。
- ・ 地域におけるまちづくり計画などの策定にあたっては、地域での勉強会・懇談会の開催等による、まちづくりに関する啓発を図ります。
- ・ まちづくり協議会*の立上げ支援など、市民主体でまちづくりを考える場の創出を図ります。
- ・ まちづくり協議会の運営支援、都市計画法に基づく都市計画提案制度*や都市緑地法*、千葉県の条例に基づく各種制度の活用等を促進し、協働によるまちづくりの実践の場の確保を図ります。

5-3. 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し

本計画に示す将来都市像の実現には、各種施策・事業等の計画的な実施が必要となります。このため、適宜、施策・事業等の実施及び達成状況を、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルに従って、評価・検証を行い、計画の進行についての適切な管理に努めます。

なお、社会経済情勢の変化、都市づくりの各種制度の大幅な変更、千葉県が策定する「都市計画区域マスタープラン」の改定及び市の最上位計画である「基本構想」の改訂があった場合には、必要に応じて本計画の見直しを行います。

その際には、市民とともに本計画に基づいて進められてきた関連施策について、市民意向調査や市民懇談会などにより評価・検証を行い、内容の充実を図っていきます。



PDCA サイクルによる進行管理と見直しのイメージ図